

令和元年度退職予定者説明会実施要領

1 趣旨

提出書類の作成等具体的な説明を行うことにより、退職後の諸給付及びこれらに関連する事務手続きの円滑化を図る。

2 対象者

令和元年度末に退職を予定している方(定年前に退職される方も含む。)

3 日時及び会場(駐車場)

開催日	対象者	会場	時間
令和元年 11 月 19 日 (火)	全所属所 退職予定者	安芸市寿町 2-8 安芸市総合社会福祉センター	
令和元年 11 月 21 日 (木)	(☆) 小学校 ・ 事務局 退職予定者	黒潮町上川口 1166 番地 幡多青少年の家	受付 12:30~13:00
令和元年 11 月 22 日 (金)	(☆) 中学校・県 立学校・大学 退職予定者	黒潮町上川口 1166 番地 幡多青少年の家	説明 13:00~16:00
令和元年 11 月 25 日 (月)	全所属所 退職予定者	須崎市新町 2-7-15 須崎市立市民文化会館	個別相談 16:00~
令和元年 12 月 2 日 (月)	(☆) 小学校 ・ 事務局 退職予定者	高知市本町 5-6-42 高知会館	【注意】 幡多会場は時間が 異なります。 下記 4 をご覧ください。
令和元年 12 月 3 日 (火)	(☆) 中学校・県 立学校・大学 退職予定者	高知市本町 5-6-42 高知会館	

☆ 開催日ごとの参加者数を調整するため、暫定的に所属区分を設定しています。

(異なる所属区分の開催日に出席することを妨げるものではありません。)

※ 事前の申込手続きや欠席の連絡は不要です。

※ 現在、再任用職員（フルタイム勤務）で令和2年3月31日に退職予定の方の出席は不要です。（退職確定後、該当組合員へ必要書類を送付します。）

※ **幡多会場及び高知会場**につきましては、会場の収容人数の関係上、所属所（「①小学校・事務局」と「②中学校・県立学校・大学」の2グループ）により日程を分けております。

【駐車場についての注意事項】

- **安芸市総合社会福祉センター**に駐車場はございません。お車でお越しの際は、向かいの「**安芸市健康ふれあいセンター 元気館**」の駐車場に止めてください。
- **須崎市立市民文化会館**の駐車場は第1駐車場～第3駐車場まであります。場所によっては駐車場が若干離れていますので、お越しの際はあらかじめご自身で駐車場の確認をお願いします。

4 日程等 【必ず出席される会場の日程をご確認ください。】

（安芸・須崎・高知会場）

時間	県費職員	市町村費職員
12:30～13:00	受 付	
13:00～13:10	日 程 説 明 等	
13:10～14:00	退 職 手 当	受 付 等
14:00～15:15	退職後の健康保険等・年金	
15:15～16:00	互 助 会	個別相談
16:00～16:20	個別相談	

※ 進行状況により説明の開始・終了時間が変更になる場合がありますので出席の際は時間に余裕をもってお越しください。なお、休憩は適宜取る予定としております。

(幡多会場)

※ 県費職員の方につきましては、会場の収容人数の関係上、2部屋に分かれて説明を行います。(説明内容は同じです。)

※ 進行状況により説明の開始・終了時間が変更になる場合がありますので出席の際は時間に余裕をもってお越しください。なお、休憩は適宜取る予定としております。

① 11月21日(木) 【所属所：小学校・事務局】

時間	県費職員	市町村費職員	県費職員
13:00～13:20	受付		
13:20～13:30	日程説明等		
13:30～14:30	退職後の健康保険等・年金 ※ 市町村費職員はここまでの説明で退出	退職手当	
14:30～15:40	退職手当		互助会
15:40～16:40	互助会		退職後の健康保険等・年金
16:40～17:00	個別相談		

② 11月22日(金) 【所属所：中学校・県立学校・大学】

時間	県費職員	市町村費職員	県費職員
8:45～9:00	受付		
9:00～9:10	日程説明等		
9:10～10:10	退職後の健康保険等・年金 ※ 市町村費職員はここまでの説明で退出	退職手当	
10:10～11:20	退職手当		互助会
11:20～12:20	互助会		退職後の健康保険等・年金
12:20～12:40	個別相談		

5 持参するもの

(1)筆記用具(ボールペン) ※消せるボールペンは不可

(2)その他(県費職員のみ)

①認印

退職手当に関する書類は、当日会場で提出いただきますので、本人の認印(銀行届出印でなくても可)を必ず持参してください。

②本人の預金通帳の「表紙」及び「表紙の内側」の写し (A4サイズの紙にコピーをしてください。)

退職手当請求書類に振込金融機関・口座番号・名義の確認資料として添付が必要ですので、次の内容表示を確認のうえ必ず持参してください。

ア 「表紙」……………金融機関名・店番号・口座番号等の表示

イ 「表紙の内側」……………店名・口座番号・名義等の表示

※ ゆうちょ銀行に振込みを希望される方で、通帳に振込み用の口座番号等が印字されていない場合は、ゆうちょ銀行の窓口で印字してもらってください。

③マイナンバー(個人番号)が確認できる書類

提出の必要はありませんが、退職手当に関する書類にマイナンバーを記入していただきますのでご持参ください。

6 留意事項

①諸手続に必要な書類は、会場で配布します。

なお、**退職予定者のうち、どの会場にも出席できなかった方に対して、説明会全日程終了後に、該当組合員へ関係書類を送付します。**

②**市町村費職員に対する説明**は、「退職後の健康保険等」および「年金」の説明となります。

(市町村費職員の「退職手当」及び「互助会」の手続等については、該当する市町村が所管となります。)

③**県費職員のうち定年外(45歳未満)の方に対する説明**は、「互助会」の退職慰労金等に関する説明で終了となります。(安芸・須崎・高知会場)

④**現在、再任用職員(フルタイム勤務)で令和2年3月31日に退職予定の方**は、説明会への出席は不要です。(退職確定後に、必要書類を別途該当者宛に直接送付します。)

⑤**割愛による退職者又は退職後、他の共済組合(私学共済を除く。)の組合員となる場合**については、退職に係る書類の提出等を要しないので、説明会への出席は不要です。(異動発表後に、必要書類を別途該当者宛に直接送付します。)

⑤**個別相談については、当日は混雑することが予想されるため、すべての内容に対応することができない場合があることをご了承ください。**

なお、後日お電話等でも相談を承ります。